

現在に続く女性への性暴力

上司からの性暴力を告発して



森崎里美さんのお話
島尾恵理弁護士のお話

JR西日本の契約社員だった里美さんは、社内慰安旅行の帰りに上司からホテルに連れ込まれ、性暴力を受けました。意を決して裁判に訴えたものの、一審では全面敗訴。二審は加害者に賠償を命じながらも、背景にあるJRの責任は問いませんでした。現在、最高裁に上告中。代理人の島尾弁護士には、性暴力事件の判決に見られがちな問題点を話していただきます。

女性の人権尊重が叫ばれて久しい現在でも、多くの女性が性暴力被害に遭いながら、告発はおろか、他人に打ち明けることさえできない深刻な状況が続いています。勇気を持って告発しても、さらに二次被害を受ける場合が多く、性暴力被害者の尊厳回復には、いくつもの大きな困難が伴います。

過去にも、多くの女性が性暴力被害に遭ったことがあります。1930年代初めから、日本軍は戦場に「慰安所」を設置しました。アジア各地から、多くの女性たちが自分の意思に反して連行され、厳しい監視のもとに置かれて逃げることも拒否することも許されず、連日多くの兵士たちから性暴力を受け続けたのです。1993年の「河野官房長官談話」において、政府はその事実を認めましたが、その後、さらなる調査や責任追及を行わず、被害者たちは今も、尊厳回復のための謝罪や賠償を求め続けています。

過去の性暴力と向き合わない社会は、現在の性暴力にも寛容な社会になります。歴史を直視することを恐れず、女性の人権があたり前のものとして認められる社会を作るために、一緒に考えましょう。

〈日 時〉 2012年7月22日（日） 14:00～16:00

〈場 所〉 とよなか国際交流センター 会議室2B

阪急豊中駅すぐ西側・エトレ豊中6F

〈参加費〉 500円 ※事前申込不要

〈一時保育〉 対象（1歳～小学3年）、保育料（子ども一人につき525円）、裏面でお申込みください。

〈主 催〉 （公社）アムネティ・インターナショナル日本 北摂グループ

「慰安婦」問題の解決を求める北摂ネットワーク・豊中

（連絡先 080-6185-9995）